

令和 8 年 9 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 4 1 号

令和 8 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 2 号

令和 8 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 3 号

令和 8 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 4 号

令和 8 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 5 号

令和 8 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 6 号

令和 8 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 6 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 4 7 号

射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(説 明)

特別休暇として地域貢献活動休暇を新設するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

職員の地域活動への参加を促進するため、特別休暇を取得できる事由に、地域社会に貢献する活動を追加するもの。

2 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

議案第 4 8 号

射水市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

(説 明)

射水市民病院において、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく居宅サービス事業等を行うため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 使用料及び手数料の額の算定方法に、介護保険法の規定による算定方法を追加するもの。

(2) その他規定の整備を行うもの（字句の修正等）。

2 施行期日

条例公布の日

議案第49号

公有水面埋立に関する意見について

(説明)

新湊漁港東部地区の一部に係る公有水面の埋立については、令和4年6月24日に議会の議決を経た上で、富山県知事に対し、埋立について異議がない旨を回答しており、その後、富山県が公有水面埋立の免許を取得し、埋立工事を進めてきたところである。このたび、富山県が測量を実施した結果、当初設定した埋立区域法線と既存岸壁上の登記法線に相違が見られた。そのため、その差を補正するために必要な面積分の新たな公有水面埋立免許の出願がなされ、富山県知事より公有水面の埋立について意見を求められたことから、これに対し異議なき旨の回答をしたいので、議会の議決を求めるもの（公有水面埋立法第3条第1項及び第4項）。

1 埋立区域

(1) 位置 射水市八幡町一丁目1200番の地先公有水面

(2) 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及びSD3-1の地点と172の地点を結んだ直線に囲まれた区域

172の地点 射水市八幡町一丁目93番付近に設置された街区多角点10A25
(平面直角座標X=+86,714.059、Y=-6,722.732) から42度04分43秒、98.14メートルの地点

SD1-1の地点 172の地点から 19度05分41秒 29.41メートルの地点

SD1の地点 SD1-1の地点から 289度14分31秒 0.33メートルの地点

SDの地点 SD1の地点から 199度04分14秒 28.90メートルの地点

SD3の地点 SDの地点から 270度05分43秒 79.99メートルの地点

SD2の地点 SD3の地点から 19度04分17秒 28.90メートルの地点

SD2-1の地点 SD2の地点から 289度11分10秒 0.33メートルの地点

SD3-1の地点 SD2-1の地点から 199度02分55秒 29.64メートルの地点

(3) 面積 69.69平方メートル

2 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置 射水市八幡町一丁目1200番の地先公有水面

(2) 区域 次の各点を順次に直線で結んだ線及びSd1の地点とSd5の地点を結んだ直線に囲まれた区域

Sd1の地点 射水市八幡町一丁目93番付近に設置された街区多角点10A25
(平面直角座標X=+86,714.059、Y=-6,722.732) から62度29分15秒、70.15メートルの地点

Sd2の地点 Sd1の地点から 19度11分40秒 138.77メートルの地点

Sd3の地点 Sd2の地点から 289度07分54秒 120.48メートルの地点

Sd4の地点 Sd3の地点から 199度04分13秒 158.47メートルの地点

Sd5の地点 Sd4の地点から 99度48分52秒 77.17メートルの地点

(3) 面積 17,882.06平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設（係留施設）

4 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

天端高は既設護岸高（DL+1.20メートル）、地盤高はDL+1.56メートル

とする。

- (2) 護岸、堤防、岸壁、その他これらに類する工作物の種類及び構造

岸壁L=80.0メートル(直立消波ブロック式岸壁)、取付護岸L=67.9メートル(コンクリート単塊式護岸)を施工する。

- (3) 埋立てに関する工事の施行方法

ア 構造物の施工

埋立法線に沿って直立消波ブロックを設置し、裏込石、吸出防止シートを施工後に、土砂で埋立て、用地を造成する。

直立消波ブロックの海側海底には、洗掘防止の被覆石(200~500kg)を設置する。

イ 埋立土砂の種類

採取場：射水市奈呉の江

土砂の質：砂質土

埋立立積：6,800立方メートル

- 5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

免許の日から令和8年12月15日まで

射水市八幡町一丁目

S=1:1000

拡大図 A (S=1/100)

拡大図 B (S=1/100)

新設多角点
X座標 = 6722.332
Y座標 = 10425

射水市八幡町一丁目200番地

施工区域

増設区域

既存建物

議案第50号

動産の取得について

(説明)

指名競争入札に付した避難所生活環境改善資機材(自動ラップ式トイレ式・テント式パーティション)の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2の2第2項(別表第4)、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名 称	数 量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
避難所生活環境改善資機材(自動ラップ式トイレ式・テント式パーティション)	自動ラップ式トイレ式 60セット テント式パーティション 300張	指名競争入札による契約	43,408,200円 (うち消費税等 3,946,200円)	富山市牛島本町二丁目3番23号 株式会社カワノ 代表取締役 吉川 晃平	令和9年 3月1日

議案第51号

野手埋立処分所浸出水処理施設改修工事請負契約について

(説明)

条件付き一般競争入札に付した野手埋立処分所浸出水処理施設改修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2の2第1項(別表第3)、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条)。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
機械器具設置工事	288,200,000円 (うち消費税等 26,200,000円)	条件付き一般競争入札による契約	兵庫県神戸市中央区脇浜町一丁目4番78号 株式会社神鋼環境ソリューション 取締役社長 奥村 英樹	契約締結の日 ～ 令和10年3月24日

議案第 5 2 号

射水市立新湊放生津小学校改修第 2 工区（建築主体）工事請負契約の変更について

（説 明）

令和 7 年 6 月 2 6 日に議決を経て締結した射水市立新湊放生津小学校改修第 2 工区（建築主体）工事請負契約について、工事着手後に、改修予定のプール鉄骨部に重大な損傷（腐食）が確認され、改修不能と判断し、解体するため、契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

1 変更内容

契約金額

変 更 前：8 7 6，7 0 0，0 0 0 円（うち消費税等 7 9，7 0 0，0 0 0 円）

変 更 後：8 3 6，6 5 0，1 0 0 円（うち消費税等 7 6，0 5 9，1 0 0 円）

減 少 額：4 0，0 4 9，9 0 0 円（うち消費税等 3，6 4 0，9 0 0 円）

※原契約内容

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	876, 700, 000円 （うち消費税等 79, 700, 000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	北海工業・米田木材射水市立新湊 放生津小学校改修第 2 工区（建築 主体）工事共同企業体 代表者 射水市足洗新町一丁目 101 番地 北海工業株式会社 代表取締役 石村 正男 構成員 射水市庄川本町 16 番 3 号 米田木材株式会社 代表取締役 米田 大樹	令和7年6月26日 ～ 令和8年11月30日

議案第 5 3 号

射水市立新湊放生津小学校改修（機械設備）工事請負契約の変更について

（説 明）

令和 7 年 6 月 2 6 日に議決を経て締結した射水市立新湊放生津小学校改修（機械設備）工事請負契約について、工事着手後に、改修予定のプール鉄骨部に重大な損傷（腐食）が確認され、改修不能と判断し、解体するため、契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

1 変更内容

契約金額

変 更 前：3 2 6，4 8 0，0 0 0 円（うち消費税等 2 9，6 8 0，0 0 0 円）

変 更 後：3 1 4，4 0 4，2 0 0 円（うち消費税等 2 8，5 8 2，2 0 0 円）

減 少 額：1 2，0 7 5，8 0 0 円（うち消費税等 1，0 9 7，8 0 0 円）

※原契約内容

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
機械設備 工事	326,480,000円 (うち消費税等 29,680,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	織田・ばんどー工業射水市立新湊 放生津小学校改修（機械設備）工事 共同企業体 代表者 射水市戸破 4112 番地 1 株式会社織田 代表取締役 織田 寿一 構成員 射水市戸破 2864 番地 株式会社ばんどー工業 代表取締役 坂東 実	令和7年6月26日 ～ 令和8年11月30日

議案第 5 4 号

射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事請負契約の変更について

（説 明）

令和 7 年 6 月 2 6 日に議決を経て締結した射水市立新湊放生津小学校改修（電気設備）工事請負契約について、工事着手後に、改修予定のプール鉄骨部に重大な損傷（腐食）が確認され、改修不能と判断し、解体するため、契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

1 変更内容

契約金額

変 更 前：4 1 9, 1 0 0, 0 0 0 円（うち消費税等 3 8, 1 0 0, 0 0 0 円）

変 更 後：4 1 6, 5 7 2, 2 0 0 円（うち消費税等 3 7, 8 7 0, 2 0 0 円）

減 少 額：2, 5 2 7, 8 0 0 円（うち消費税等 2 2 9, 8 0 0 円）

※原契約内容

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
電気設備 工事	419, 100, 000円 （うち消費税等 38, 100, 000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	赤尾電設・東和電設射水市立新湊 放生津小学校改修（電気設備）工事 共同企業体 代表者 射水市新開発 548 番地 2 赤尾電設株式会社射水 所長 赤尾 みき 構成員 射水市塚越 1682 番地 有限会社東和電設 代表取締役 大亀 文雄	令和7年7月1日 ～ 令和8年11月30日

議案第 5 5 号

令和 7 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説 明)

当年度純利益	1 8 2, 6 7 8, 9 9 0 円 …… (A)
前年度繰越利益剰余金	7 7 6, 9 0 6 円 …… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	2 6 3, 0 0 0, 0 0 0 円 …… (C)
当年度未処分利益剰余金	4 4 6, 4 5 5, 8 9 6 円 …… (D)
((A) + (B) + (C))	

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書 (案)】

資本金	2 6 3, 0 0 0, 0 0 0 円
減債積立金	1 8 3, 0 0 0, 0 0 0 円
計	4 4 6, 0 0 0, 0 0 0 円 …… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金((D) - (E))

4 5 5, 8 9 6 円

(剰余金の処分等＝地方公営企業法第 3 2 条)

議案第 5 6 号

令和 7 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説 明)

当年度純利益	2 2, 6 4 4, 2 5 1 円 …… (A)
前年度繰越利益剰余金	3 4 3, 8 6 5 円 …… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	1 2 6, 6 1 2, 4 9 4 円 …… (C)
当年度未処分利益剰余金	1 4 9, 6 0 0, 6 1 0 円 …… (D)
((A) + (B) + (C))	

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書 (案)】

資本金	1 2 6, 6 1 2, 4 9 4 円
計	1 2 6, 6 1 2, 4 9 4 円 …… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金((D) - (E))

2 2, 9 8 8, 1 1 6 円

(剰余金の処分等＝地方公営企業法第 3 2 条)

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 0	令和 8 年 6 月 3 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 7 0 パーセント 相手方 3 0 パーセント 損害賠償額 市 3 8, 5 0 0 円 相手方 1 6, 5 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市が管理する農業用道路舗装穴による車両破損事故 発生日 令和 8 年 4 月 6 日 場 所 射水市本江北地内
1 1	令和 8 年 6 月 1 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 1 9, 0 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内 1 法人 3 事由 市有地の倒木による屋外照明破損事故 発生日 令和 8 年 2 月 2 6 日 場 所 射水市流通センター水戸田 2 丁目地内
1 2	令和 8 年 6 月 2 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 4 0 パーセント 相手方 6 0 パーセント 損害賠償額 市 1 1 1, 1 7 9 円 相手方 1 6 6, 7 6 9 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 薬勝寺池公園内樹木の折枝による車両破損事故 発生日 令和 8 年 2 月 2 5 日 場 所 射水市中太閤山地内

報告第 1 2 号

令和 7 年度射水市健全化判断比率の報告について

(説 明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 1 . 9 6)	— (1 6 . 9 6)	7 . 6 (2 5 . 0)	5 2 . 6 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 1 3 号

令和 7 年度射水市資金不足比率の報告について

(説 明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく射水市水道事業会計、射水市下水道事業会計及び射水市病院事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、2 0 . 0 %

報告第 14 号

令和 7 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

（説 明）

道の駅整備事業（令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 か年度）及び大門中学校整備事業（令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 か年度）を継続事業として施行してきたが、当該継続年度が終了したので、議会に精算報告するもの（地方自治法施行令第 145 条第 2 項）。

1 道の駅整備事業

事業費	750,000,000円
支出済額	749,232,000円
不用額	768,000円

支出済額の内訳

工 事 区 分	支 出 済 額 (円)	契約の相手方
新湊農村環境改善センター内外装解体工事	32,681,000	牧田組・北海工業道の駅新湊等大規模改修工事共同企業体 代表者 牧田 和樹
道の駅新湊（別館）大規模改修工事	333,300,000	牧田組・北海工業道の駅新湊等大規模改修工事共同企業体 代表者 牧田 和樹
道の駅新湊（本館）大規模改修工事	355,003,000	牧田組・北海工業道の駅新湊等大規模改修工事共同企業体 代表者 牧田 和樹
道の駅新湊大規模改修に伴う付帯工事	583,000	牧田組・北海工業道の駅新湊等大規模改修工事共同企業体 代表者 牧田 和樹
道の駅新湊等大規模改修工事設計業務委託	19,470,000	（株）新建築設計事務所 代表取締役 中野 健司
道の駅新湊等大規模改修工事監理業務委託	8,195,000	（株）新建築設計事務所 代表取締役 中野 健司
合 計	749,232,000	

継続費設定可決の日 令和 6 年 3 月 19 日

継続費変更可決の日 令和 6 年 12 月 24 日

2 大門中学校整備事業

事業費	680,000,000円
支出済額	672,650,000円
不用額	7,350,000円

支出済額の内訳

工 事 区 分	支 出 済 額 (円)	契約の相手方
大門中学校グラウンド改修工事	1 9 4 , 7 0 0 , 0 0 0	高田建設・射水工業射水市立大門中学校グラウンド改修工事共同企業体 代表者 高田 実
大門中学校グラウンド改修に伴う付帯工事	7 , 4 0 3 , 0 0 0	高田建設(株) 代表取締役 高田 実
大門中学校グラウンド改修工事等監理業務委託	3 , 0 8 0 , 0 0 0	北電技術コンサルタント(株)射水営業所 所長 江本 範史
大門中学校グラウンド改修(その2)工事	5 9 , 7 6 5 , 2 0 0	高田建設(株) 代表取締役 高田 実
大門中学校グラウンド改修(その2)工事等監理業務委託	2 , 0 6 2 , 5 0 0	北電技術コンサルタント(株)射水営業所 所長 江本 範史
大門中学校グラウンド改修(その3)工事	2 2 0 , 0 0 0 , 0 0 0	高田建設・射水工業射水市立大門中学校グラウンド改修(その3)工事共同企業体 代表者 高田 実
大門中学校グラウンド(その3)に伴う付帯工事	5 , 5 0 0 , 0 0 0	高田建設(株) 代表取締役 高田 実
大門中学校グラウンド(その3)に伴う土木付帯工事	3 3 , 4 0 4 , 8 0 0	高田建設(株) 代表取締役 高田 実
大門中学校グラウンド(その3)に伴う区画線工事	4 6 2 , 0 0 0	中部交通標識(株)射水営業所 所長 明川 和矢
大門中学校グラウンド改修(その3)工事等監理業務委託	5 , 6 3 2 , 0 0 0	北電技術コンサルタント(株)射水営業所 所長 江本 範史
大門中学校プール解体工事	2 2 , 0 2 2 , 0 0 0	(株)山本 代表取締役 山本 貴禎
大門中学校部室等改築工事	1 0 6 , 7 0 0 , 0 0 0	高田建設(株) 代表取締役 高田 実
大門中学校部室等改築に伴う付帯工事	8 , 9 3 2 , 0 0 0	高田建設(株) 代表取締役 高田 実

大門中学校職員用仮駐車場整備工事	2, 6 4 0, 0 0 0	高田建設(株) 代表取締役 高田 実
大門中学校屋外 AED 設置工事	3 4 6, 5 0 0	ナレッジメディカル(株) 代表取締役社長 久湊 勝巳
合 計	6 7 2, 6 5 0, 0 0 0	

継続費設定可決の日 令和5年3月17日

報告第 15 号

令和 7 年度射水市継続費精算報告について（下水道事業会計）

（説 明）

内水浸水リスクマネジメント推進事業（浸水想定区域図、内水ハザードマップ）（令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 か年度）を継続事業として施行してきたが、当該継続年度が終了したので、議会に精算報告するもの（地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項）。

内水浸水リスクマネジメント推進事業（浸水想定区域図、内水ハザードマップ）（令和 5 年度～令和 7 年度）

事業費	84,000,000 円
支出済額	70,488,000 円
不用額	13,512,000 円

支出済額の内訳

工 事 等 区 分	支 出 済 額（円）	契約の相手方
内水浸水想定区域図 基礎調査業務委託	24,343,000	㈱NJS 富山出張所 所長 篠永 典之
内水浸水想定区域図 作成業務委託	35,750,000	㈱NJS 富山出張所 所長 篠永 典之
射水市内水ハザード マップ作成業務委託	10,395,000	㈱NJS 富山出張所 所長 篠永 典之
合 計	70,488,000	

継続費設定・変更可決の日

継続費設定可決の日 令和 5 年 3 月 17 日

継続費変更可決の日 令和 6 年 3 月 19 日

認定第 1 号

令和 7 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号

令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号

令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号

令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上 4 件の認定について一括説明)

(決算＝地方自治法第 2 3 3 条)

(単位：円)

会 計 名		予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収支差引残額
一 般 会 計		56,270,111,856	49,114,383,460	47,577,493,215	1,536,890,245
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,332,021,000	7,236,693,248	7,149,420,751	87,272,497
	後期高齢者医療事業	2,806,648,000	2,806,547,216	2,801,467,602	5,079,614
	介護保険事業	9,784,010,000	9,675,133,633	9,657,827,834	17,305,799
	小 計	19,922,679,000	19,718,374,097	19,608,716,187	109,657,910
合 計		76,192,790,856	68,832,757,557	67,186,209,402	1,646,548,155

備考

一般会計の収支差引残額 1,536,890,245 円には、継続費に係る繰越財源 124,291,300 円、繰越明許費に係る繰越財源 413,412,186 円及び事故繰越しに係る繰越財源 402,233 円を含むので、実質収支額は 998,784,526 円となる。

認定第 5 号

令和 7 年度射水市水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度水道事業収益 2, 0 2 0, 0 0 0, 4 8 3 円 …… (A)

当年度水道事業費用 1, 8 3 7, 3 2 1, 4 9 3 円 …… (B)

差引当年度純利益 1 8 2, 6 7 8, 9 9 0 円

((A) - (B))

(決算＝地方公営企業法第 3 0 条)

認定第 6 号

令和 7 年度射水市下水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度下水道事業収益 3, 8 0 1, 3 2 7, 8 3 5 円 …… (A)

当年度下水道事業費用 3, 7 7 8, 6 8 3, 5 8 4 円 …… (B)

差引当年度純利益 2 2, 6 4 4, 2 5 1 円

((A) - (B))

(決算＝地方公営企業法第 3 0 条)

認定第 7 号

令和7年度射水市病院事業会計決算認定について

(説 明)

当年度病院事業収益	4, 2 5 0, 5 0 9, 7 8 0 円	
当年度病院事業費用	4, 4 7 5, 3 5 2, 9 7 8 円	
差引当年度純損失	2 2 4, 8 4 3, 1 9 8 円	
当年度未処理欠損金	1, 1 6 4, 0 6 9, 8 6 8 円	…… (A)

欠損金処理額【欠損金処理計算書】

0 円 …… (B)

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金 ((A) - (B))

1, 1 6 4, 0 6 9, 8 6 8 円

(決算＝地方公営企業法第30条)